

年金の福祉還元事業に関する検証会議

資料2

平成16年11月8日

大規模年金保養基地(グリーンピア)事業・年金住宅融資事業について

平成16年11月8日

1. 大規模年金保養基地(グリーンピア)事業

①福祉還元をめぐる状況

- 年金積立金は、年金特別会計における毎年度の収支差額である剰余金を、将来の年金給付に充てるために積み立てたものであるが、年金の給付がまだ本格的でなかった時期においては、年金積立金が蓄積されていた。
- その一方で、年金積立金については、資金運用部資金法(昭和26年法律第100号、現在の財政融資資金法)に基づき、平成12年までの間、旧大蔵省資金運用部(現在の財政融資資金)に全額を預託することが義務づけられていた。
- このような中で、将来年金を受給するまでの長期間にわたり年金保険料を拠出する被保険者の立場からは、年金積立金の運用について、
 - ・ 安全確実で、かつ有利な運用を行うべき、
 - ・ 被保険者の意向を反映させるべき、
 - ・ 被保険者の福祉を充実するように運用すべき等の意見・提言が、国会附帯決議や関係審議会の意見等として繰り返し出されることとなった。

②基地の構想及び具体化

- 昭和40年代においては、高度成長が続き、所得が増え、その一方で、環境問題や生きがい問題、老人福祉問題が議論されるようになり、こうした中で、余暇の有効利用をめぐる議論が活発となってきた。
また、当時は、余暇活動を行うための公的施設が十分でなかったため、こうした施設の整備を求める声が高まっていた。
- これに対応して、昭和44、45年以降、各省庁や各都道府県において、レクリエーション施設の開発構想等の余暇関連施策が打ち出されるようになった。
また、昭和44年の新全国総合開発計画において、大規模な自然観光レクリエーション地区の整備等が数値目標をもって定

められ、その後の列島改造ブームもあり、余暇施設の拡充が政策上の課題となっていた。

- こうした中で、厚生省及び年金福祉事業団(現在の年金資金運用基金)においても、年金被保険者や年金受給者を対象とした余暇利用の場を充実するための福祉施設に係る施策について議論されるようになり、特に昭和47年度においては、
 - ・ 年金福祉事業団が発足以来十年を経過し、この間、融資事業が順調に運営されてきたこと
 - ・ 昭和36年に制定された年金福祉事業団法においては、老人福祉施設、療養施設等の設置・運営が業務として規定されていたが、実際には当該業務が行われていなかったことから、施設業務の実施に向けての気運が高まった。

- その後、昭和47年6月、兵庫県より、「緑の回廊計画」の構想の一環である勤労青少年を対象とした「兵庫県福祉エリア」構想に基づく特別地方債の申し出があった。

厚生省は、兵庫県の構想を参考として、また、資金運用部の預託金利の引き下げに伴う還元融資枠の拡大(厚生年金保険及び国民年金の積立金の預託金増加額の1/4から1/3へ拡大)もあつた中で、大規模な保養のための総合施設の設置について検討を行い、昭和47年10月、大規模な保養基地の整備についての構想が発表された。

<構想の概要>

- ・ 年金受給者に生きがいのある有意義な生活を送るための場を提供するため、生活、保養、教養、勤労のための諸施設を総合的に組み込んだ大規模な保養基地を整備すること
 - ・ 全国ブロック別に10ヶ所程度、1施設の投下資金200億円、土地330ヘクタール(100万坪)を予定すること
 - ・ 建築、都市工学、医学、社会保障等の有識者で構成する大規模年金保養基地設置懇談会を設けること
 - ※ 投下資金の内訳は、用地取得費約50～60億円、土地造成等経費約50～60億円、施設整備費約100億円等と考えられた。
 - ※ 施設の規模については、
 - ・ 厚生年金保険、船員保険及び国民年金の各制度共通の福祉施設として、各制度の被保険者等を対象とすること
 - ・ 高齢者が子や孫と週末をともに過ごすなど有意義な生活を送る場を提供するため、生活、保養、教養、勤労のための諸施設を総合的に組み込むことが考えられていたこと
- から、1施設の土地について330ヘクタール(100万坪)とされた。

○ 昭和47年10月に設置が発表された大規模年金保養基地設置懇談会は、同年12月、「大規模年金保養基地の設置に関する中間報告」をとりまとめ、厚生大臣に提出した。

＜中間報告の概要＞

- ・ 保養基地は、高齢者の総合的かつ多様な生き甲斐対策の拠点、一般の人々の余暇利用に資すること等の意義を持つこと。
- ・ 保養基地の開発に当たっては、より多くの人々に利用の機会を与えるため、地域ブロック毎に整備することを目標とすること。また、施設タイプについては、地域の社会的条件、自然的条件を考慮して決定すること。

○ この報告を受け、昭和47年末、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の各制度の福祉施設とは別に、三制度にわたる新たな保養のための総合施設として大規模年金保養基地を設置し、この設置運営業務を年金福祉事業団が行うこととされた。

〔 ※ 設置に要する資金は、基地の規模が大型であり、大量の資金を必要とすることから、年金福祉事業団による旧大蔵省資金運用部（現在の財政融資資金）からの借入金（借入条件は、償還期限25年、うち据置期間5年など）とされた。〕

〔 ※ 借入金の償還財源は、基地の運営と建設費の負担とを切り離し、広く被保険者等の利用に供することが被保険者等の福祉の向上を図るという大規模年金保養基地事業の目的を果たす上で必要と判断されたため、厚生保険特別会計等が負担することとした。（償還財源に事業収益を充てることとせず、民間の施設のように、初期投入資金の回収を念頭に置いて経営計画を立てるといった考え方は取られなかった。）〕

③年金福祉事業団法の改正

○ 大規模年金保養基地の構想を実施するに当たり、法律の規定を対応させるため、昭和48年、年金福祉事業団法の一部改正（年金福祉事業団の業務のうち「老人福祉施設、療養施設の設置・運営」を「保養のための総合施設の設置・運営」に改正）が行われ、同年9月18日に成立し、10月1日に施行された。

これにより、年金福祉事業団の業務に、厚生年金保険・船員保険・国民年金の福祉施設事業として、大規模年金保養基地の設置・運営が追加された。

④基地の設置

○ 昭和47年10月に発表された構想は全国的に関心を集め、37道府県から設置の申し出があった。これを受けて、厚生省において審査・検討を行い、昭和48年9月、基地の設置についての発表が行われた。

<発表の概要>

- ・ 昭和48年度を初年度として、3か年に10ヶ所について建設に着手することを目途とする。
- ・ 37道府県より候補地としての申出を受けているが、これらの候補地については、自然条件、環境条件、立地条件等保養基地としての適性及び土地取得の可能性を調査検討するとともに、特に取得すべき用地については、公有地であること、近接地帯について乱開発等がなされていないことを条件とする。
- また、候補地の選定は、条件に適合するものの中から、地元地方公共団体において、道路、用水その他の問題につき相応の協力を得るための必要な措置を講じ得るものについて行う。
- ・ 当面、基準に適合するものとして、岩手県、新潟県、兵庫県、北海道の4ヶ所のうち3ヶ所について、本年度中に土地の取得に着手する。
- ・ 残余の箇所については、所要の予算措置を講じた上、別紙の候補地(注:和歌山県、高知県、福岡県、広島県、鹿児島県、岐阜県、福島県、宮城県)の8ヶ所を中心として昭和50年度までを目途として選定する方針である。
- ・ 保養基地を設置する10ヶ所以外の府県については、その設置の要望が極めて強いので、所要の予算措置を講じ、別途「年金保養センター(仮称)」を明年度以降逐次整備する計画を進めたい。

- 昭和49年9月、厚生省は、南東北基地(宮城県、福島県)及び北九州基地(福岡県、熊本県)を複合型とし、合計11基地13ヶ所とする「複合型基地構想」を発表した。
- 基地については、厚生大臣が立地条件、規模等を考慮して指定することとされていた。(年金福祉事業団法施行令(昭和36年政令第414号)第1条)
これに基づき、13ヶ所それぞれについて、公有地であること等の条件を満たせば指定を行うこととした上で、条件を満たしたも
のについて、昭和49年2月の三木基地(兵庫県)以降、厚生大臣による指定が順次行われた。
- 指定を受けた基地については、年金福祉事業団が用地の取得を行い、用地の取得が完了した基地については、年金福祉事業団の委託を受けた(財)年金保養協会(昭和48年設立)により、基地の設置運営に関する基本計画の策定が行われた。
また、当該計画の基本となる事項については、昭和50年7月、厚生省が「大規模年金保養基地の設置及び運営に関する全体基本計画」を策定した。

<全体基本計画の概要>

- ・ 大規模年金保養基地は、年金受給者の生きがいのある有意義な老後生活を送るための場を提供するとともに、被保険者等の健全かつ

有意義な余暇利用に資することを目的とする。

・ 設置箇所の選定に当たっては、基地の効率的な運営、利用者の機会均等々の見地から、地域的に適正に配置するよう配慮しつつ、身体的な候補地において、自然条件、環境条件、立地条件等基地として適正であると判断されるものの中から土地取得の可能性を調査検討し選定する。特に取得すべき土地については、公有地であることを条件とする。

・ 1基地当たり約330ヘクタール(約100万坪)とする。なお、原則として地続きの一体的にまとまった用地に設置するものとし、特にやむを得ない事情があつて、かつ、地理的、社会的諸条件を勘案し、基地の機能を適正に確保することができる場合には、二地区にまたがって基地(複合型基地)を設置することができる。

・ 11ヶ所に設置し、うち2基地は複合型基地とする。

・ 教養文化施設、保養(レクリエーション・スポーツ)施設、保健施設その他附属する施設を総合的に整備する。

・ 建設は、原則として各基地毎に工期を2期に分けて行い、第2期工事については、第1期工事部分にかかる供用実績及び運営状況等を勘案し、検討する。また、地方公共団体の行う関連公共施設の整備状況、需要動向等を勘案して行う。

・ 建設に要する費用は、全国で総額2,000億円を超えないものとし、資金運用部からの借入金をもって充てる。

・ 建設資金の償還は、年金特別会計からの年金福祉事業団に対する出資金及び交付金をもって充てる。

・ 年金福祉事業団は、必要があると認めるときは、その業務の一部を単一の公益法人に委託し、効率的かつ一元的な基地の運営を確保する。

・ 基地の運営は、長期的には全体として独立採算とする。

・ 年金福祉事業団は、必要と認める関連公共施設の整備について、関係地方公共団体にその実施を求め、また、基地の設置・維持管理については、地方公共団体の積極的な協力を得て行う。

○ 各基地の基本計画については、昭和50年10月の三木基地以降、厚生大臣による承認が順次行われた。

⑤基地の開業及び運営

○ 昭和47年の構想発表後、オイルショックにより社会経済情勢が変化したことや、基地を設置する地方公共団体から早期着工を求める強い要請があつたことを勘案して、昭和50年7月に厚生省が策定した「全体基本計画」においては、原則として各基地毎に工期を2期に分けて行うこと等、段階的に基地の建設を進めることとされた。

また、昭和55年11月時点で既に開業し、又は基本設計が終了していた4基地(大沼、津南、三木、指宿)を除く基地については、事業規模を抑制するという見直しが行われた。

○ 基地の運営については、昭和50年7月の「全体基本計画」において、単一の公益法人への業務委託により効率的・一元的な運営を確保することが盛り込まれており、昭和53年7月、(財)年金保養協会に委託する方針とされた。

その後、オイルショックによる社会経済情勢の変化に対応し、かつ、地域の特徴を生かした基地建設を進めるため、昭和55年11月、基地所在の地方公共団体に対して基地の建設及び運営を委託する方針とされた。

以上により、昭和55年11月時点で既に開業し、又は建設に係る基本設計が終了していた4基地(大沼、津南、三木、指宿)は(財)年金保養協会に、その他の基地は基地所在の地方公共団体に委託された。

○ このような経緯を経て、各基地の整備が順次進められ、昭和63年の南東北基地(宮城県及び福島県)をもって全国13ヶ所の基地が全て開業した。

○ 年金資金運用基金及び基地の運営委託先等においては、事業の安定的な実施のための取組が行われてきている。

<年金資金運用基金による取組>

- ・ 運営委託先の翌年度の事業計画や収支予算、当年度の決算についてヒアリングを実施し、毎月の利用状況や収支状況の報告を求め等により、運営状況を把握。
- ・ 民間の経営コンサルタントを活用した経営診断(現地ヒアリング、現状分析、改善方策案の検討)を行い、運営受託者に対して経営改善策の検討及び検討結果の報告を求めると、運営に係る必要な指導を実施。
- ・ 運営委託先と協力して、基地の利用促進に資するための広報を実施。

<運営委託先及び請負先による取組>

- ・ 基地内の不採算施設の運営休止や経費節減等の経営改善
- ・ 職員の資質向上のための研修
- ・ 基地利用促進のためのスポーツイベントの実施
- ・ 旅行代理店や鉄道等旅客会社との業務提携
- ・ 企業・団体の福利厚生部門との利用契約(約 500 団体と契約)
- ・ 各種企画パック商品の販売、新聞・雑誌・インターネット等による広報 など

○ グリーンピア事業の実施状況については、年金資金運用基金等の事業報告書の閲覧やホームページを通じて、情報開示が行われてきている。

⑥事業の見直し

- 昭和60年代以降、我が国社会が成熟し、
 - ・ 民間の保養施設の普及など、民間事業者により類似のサービスが提供されるようになったこと
 - ・ 余暇に関する国民のニーズが変化・多様化したこと
 - ・ バブル経済の崩壊後、宿泊や観光に係る消費額が減少したこと等の状況が見られた。

- また、臨時行政調査会による「行政改革に関する第5次答申－最終答申－」（昭和58年3月）においては、「大規模年金保養基地の新設を原則として中止し、運営の民間等への委託を行う」とされた。
また、「行政改革に関する当面の実施方針について」（昭和59年1月25日閣議決定）においては、「建設中の基地以外の新設は今後行わず、かつ、その運営を全て民間又は地方公共団体に委託する」とされた。
なお、昭和59年までに、基地の建設に係る基本設計の発注が行われ、(財)年金保養協会又は地方公共団体に運営を委託する方針とされていた。

- 「特殊法人の整理合理化について」（平成7年2月24日閣議決定）においては、「大規模年金保養基地については、地元の意向を踏まえつつ、県に運営委託している施設の県への譲渡等地域利用を図る」こととなった。
これを受けて、平成7年7月、基地の運営を受託している9県に対して、基地の譲渡等地域利用に係る意向調査を行ったが、9県とも、経費負担を理由として、譲渡の受入れは困難、との回答であった。

- 平成8年11月、小泉厚生大臣より、年金福祉事業団のあり方について検討するよう指示があった。

- 平成9年、年金福祉事業団を含む特殊法人の改革について議論され、大規模年金保養基地の廃止については、
 - ・ 年金福祉事業団職員や基地従業員の雇用に甚大な影響を与える。
 - ・ 地域経済に悪影響を与えるおそれがある。といった指摘もあったが、「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年6月6日閣議決定）において、年金福祉事業団は

「大規模保養基地業務からは撤退」することとなった。

これを受けて、基地の運営を受託している9県及び他の基地が所在する4道県に対して、施設の利用方策及び基地資産の取得について検討を依頼したが、各道県の意見は、

- ・ 財政状況及び行政改革等の状況から、資産の取得は困難である。
 - ・ 地域振興や雇用の観点から存続が必要であり、国・年金福祉事業団において継続すべき。
- というものであった。

また、平成10年6月、13道県知事の連名により、譲渡を受け入れられる状況にはなく、基地を引き続き国の責任で存続させるよう要望が出され、これ以降、基地所在の市町村からも存続の要望が出された。

○ 平成10年9月、会計検査院及び総務庁からは、基地を速やかに処理することが指摘された。

<公的宿泊施設の運営に関する会計検査の結果について(平成10年9月に国会に報告)>

・ 年金福祉事業団については、大規模年金保養基地から撤退方針が決定しているので、速やかに関係者と合意の上、設置施設について適切な処理がなされることが望まれる。

<年金に関する行政監察一厚生年金を中心として一(平成10年9月)>

・ ①施設の土地・建物について、施設所在道県に対し、早急に具体的な譲渡条件を提示・協議することにより、その速やかな処分を図ること、②施設所在道県等地方公共団体からの譲渡要望のないものについては、民間等への売却による処分を検討することについて、年金福祉事業団を指導すること。

○ 平成9年の閣議決定等を踏まえ、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成12年法律第20号)が制定され、平成13年4月に施行された。同法においては、

・ 年金福祉事業団を解散し、新たに設立される年金資金運用基金において、政令で指定する日までの間において、保養基地資産の譲渡を行い、それまでの間、基地の運営又は資産管理を行うこと

・ 政令で定める日については、当該政令の公布日から起算して2年を超えない範囲内の日を選定し、当該政令は、次々回の財政再計算の結果に基づき所要の措置が講ぜられる日までに公布することとなった。

○ 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律の成立直後の平成12年4月、厚生省は、大規模年金保養基地業務からの撤退に関する基本指針を策定した。

これは、公的施設として引き続き活用されるなど一定の条件の下に地方公共団体等に譲渡する場合、不動産鑑定評価による時価から減額を行うこと等を内容とするものであった。

○ 平成12年7月に総務庁がとりまとめた年金福祉事業団に関する調査結果報告書においては、基地の譲渡について、「雇用や地域経済等に与える影響を考慮しつつも、年金特別会計に与える影響を勘案し、速やかに行う必要がある」とされた。

○ 年金福祉事業団の事業全般を対象とした平成11年度決算検査報告においては、適切かつ効率的な事業運営を行うことが指摘された。

<平成11年度決算検査報告(平成12年11月30日に内閣に回付)>

・ 事業開始当初、基地は被保険者等の需要に適合していたものの、近年は需要の変化に対応しきれいなくなったり、立地条件が悪かったりしたために、利用実績が減少している。さらに、基地の譲渡が進展しておらず、基地の維持管理費等も引き続き負担することとなっている。また、基地の減価償却累計額及び売却損については、事業団の解散時に国の出資を減額する処理が予定されている。

・ 事業団の事業実績の低下(中略)については、社会経済情勢の変化や事業実施の仕組みに起因する点があるものの、近年の少子・高齢化の進展などにより公的年金財政がひっ迫している現状にかんがみ、業務を承継する基金においては、より一層の適切かつ効率的な事業運営の推進に努めることが肝要である。

○ 平成13年、年金資金運用基金を含む特殊法人の改革について議論され、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)においては、大規模年金保養基地業務について、「平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止することとなった。

これを受けて、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)が制定され、平成17年度末をもって廃止することとなった。

2. 年金住宅融資事業

①被保険者住宅融資制度の創設

- 年金被保険者が利用する住宅の建設資金については、昭和37年度から社宅、賃貸住宅が年金福祉事業団の貸付対象となり、昭和41年度からは分譲住宅についても貸付が行われることとなったが、これらは事業主等が建設する社宅等を中心としたものであり、被保険者の持ち家志向に十分応え得るものではなかった。
- 一方、昭和46年に「一人一室」をめざした第2期住宅五カ年計画が策定され、また、同年には勤労者財産形成促進法が施行されるなど、政府において勤労者の持ち家促進策が推進された。
こうした中で、民間金融機関による個人向け住宅融資が行われていたが未発達であり、また、住宅金融公庫からの融資のみでは住宅資金が不足する場合もあった。
- 住宅資金に対する需要に対応するため、また、前述のように被保険者への福祉還元の実現を求める意見が高まっていた中で、厚生省及び年金福祉事業団は、被保険者に対する住宅資金の融資制度について検討を行った。
昭和44年8月、事業主転貸による被保険者住宅資金貸付制度の要領の策定を経て、昭和45年度予算概算要求が行われたが、既に住宅資金の融資を行う住宅金融公庫及び住宅を直接供給する住宅公団もあったことから協議が整わず、昭和46年度、47年度には要求は行われなかった。
- 昭和47年、公定歩合等の金利の動向にあわせて、資金運用部の預託金利を引き下げる動きがあったため、
 - ・ 引き下げるのであれば、その幅は最小限にすべき、
 - ・ 期待が大きい被保険者住宅融資事業を創設すべきとの議論が生じ、還元融資枠の拡大(厚生年金保険及び国民年金の積立金の預託金増加額の1/4から1/3へ拡大)とあわせて、還元融資事業として、新たに被保険者に対する住宅資金貸付制度を実施することとされた。
- 被保険者住宅融資制度の具体的な内容は、

- ・年金福祉事業団が事業主又は民法第34条に基づき設立された法人(事業主の事情で、この制度を活用できない被保険者に対して融資の途を開くために設立)等に対して資金を貸し付け、事業主等からその資金を被保険者に転貸する「転貸融資」によることを原則とすること
- ・転貸融資を受けることが著しく困難な厚生年金保険等の被保険者及び事業主が存在せず転貸融資を受けられない国民年金の被保険者に対する融資については、住宅金融公庫に業務委託を行い、同公庫から直接被保険者に融資を行うこととされた。

○ 昭和48年、年金福祉事業団法の一部改正(自ら居住するため住宅を必要とする被保険者のために住宅資金の貸付けを行うことを業務に追加)が行われ、業務方法書改正等を経て、同年10月から借入申込みの受付が開始された。

一方、住宅金融公庫への委託については、昭和49年1月、年金福祉事業団と住宅金融公庫との間で業務委託契約並びに業務委託手数料等に関する協定が締結され、同年2月から公庫委託分の借入申込みの受付が開始された。

○ 被保険者住宅融資制度においては、被保険者の福祉の増進の観点から、資金運用部からの借入利率と貸出金利との差額について、年金特別会計からの交付金により利子補給が行われることとなった。

②転貸融資の普及

- 被保険者住宅融資制度においては、還元融資の本旨から事業主を通じて被保険者に対して貸付けを行うことを原則としたが、企業内の福利厚生として従業員向けの住宅資金貸付制度がない等の事業主の事情により、この制度を利用できない事業所の被保険者に対して広く融資の途を開くため、民法第34条に基づき設立された法人が転貸融資を行うことができた。
- しかしながら、昭和48年の制度発足当初は、
 - ・貸付けの相手方としての民法法人については、事業主等への融資の一環として、年金福祉事業団が従来から行っていた分譲住宅融資を受けて分譲住宅の整備を行ってきた民法法人とされ、専ら被保険者住宅融資の転貸を行う民法法人は認められていなかったこと

・ 住宅の分譲事業を行う団体は住宅生活協同組合を中心として全国的に整備されていたが、住宅の転貸融資を行う団体はまだ地域的に偏在し、その数も少なかったこと等の状況であり、また、第1次オイルショックによる実質経済成長の減、物価や賃金の上昇の影響も少なからずあった。

○ このため、中小企業の従業員など被保険者への福祉還元をより広く行っていくため、転貸融資制度の改善が求められることとなり、被保険者住宅資金の転貸制度の普及に関する国会附帯決議も行われた。

○ こうしたことから、昭和52年4月、転貸融資業務を行う民法法人が被保険者住宅融資の相手方に新たに加えられ、これ以降、転貸民法法人を通じた被保険者住宅融資が急速に普及していった。

③事業の運営

○ 被保険者住宅融資は、年金制度における福祉還元事業の一つであることから、被保険者に着目して融資限度額等の条件を設定しており、借入者の立場からすれば、他の融資制度と組み合わせて年金住宅融資を利用できるものとされている。

[※ 被保険者住宅融資制度においては、例えば10年以上の厚生年金加入者の一般貸付限度額を800万円とする等、被保険者期間に着目して融資条件が定められており、住宅金融公庫のように物件価額や借入者の所得等に着目して融資条件を定めているものではない。]

○ 昭和52年度以降、民間による機関保証の仕組みが導入され、連帯保証人による保証及び物上保証とあわせて、債権の保全を図ってきている。

○ 被保険者住宅融資制度の種類は、当初は、住宅の新築資金、新築住宅の購入資金、住宅の改良資金等とされていたが、昭和60年代のバブル期以降のセカンドライフ住宅、ウィークエンドライフ住宅、高齢者向けバリアフリー住宅など、貸付対象の拡大等の改善が逐次図られ、貸付額が増大していった。

○ 被保険者住宅融資事業の実施状況については、年金資金運用基金等の事業報告書の閲覧やホームページを通じて、情報開示を行っている。

④事業の見直し

- 低金利時代の到来とともに、民間金融機関において長期・固定・低利の個人向け住宅融資が行われるようになり、金利面における公的住宅融資の優位性が低下していった。
また、バブル期における住宅建設の好調や地価高騰に伴う住宅取得価格の高騰、平成6年7月の住宅ローン商品の自由化（旧大蔵省の規制通知の廃止）等により、民間金融機関の個人向け住宅融資が急速に伸びていった。
以上のような要因により、年金住宅融資制度においては、民間金融機関への借換えによる繰上償還が増加し、新規貸付の実績が低迷することとなった。

- 事業開始以降、各方面から事務手続き等に関する指摘があったが、是正の措置が逐次行われた。

＜昭和54年度決算検査報告（昭和55年12月10日に内閣に回付）＞

- ・ 金融機関への業務委託手数料率について、引下げの余地があるものと見受けられる。

＜行政改革に関する当面の実施方針について（昭和59年1月25日閣議決定）＞

- ・ 被保険者住宅資金貸付けの借入申込手続きを昭和59年度から簡素化する。

＜住宅に関する行政監察（平成2年5月）＞

- ・ 公益法人を通じた転貸貸付に係る申込手数料等については、還元融資の趣旨に即して費用負担の軽減を図ること等

＜特殊法人の整理合理化について（平成7年2月24日閣議決定）＞

- ・ 還元融資事業等について、業務委託手数料の引下げ、事務の効率化等を図るとともに、住宅融資を行う転貸法人の運用益について、被保険者への新たな還元策を実施する。

- 平成8年11月、小泉厚生大臣より、年金福祉事業団のあり方について検討するよう指示があった。

- 平成9年、年金福祉事業団を含む特殊法人の改革について議論され、融資事業の廃止について様々な指摘もあつたが、「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年6月6日閣議決定）において、年金福祉事業団は「被保険者向け融資業務については、適切な措置を講じた上、撤退する」こととなった。

＜融資事業の廃止に対する指摘＞

- ・ 住宅融資事業は、被保険者や事業主の強い要請により創設されたもので、民間サラリーマンの住宅取得の不可欠な資金として

定着しており、直ちに廃止することは、被保険者の生活設計に大きな影響を及ぼし、実体経済にも悪影響をもたらすおそれがある。

・ 融資事業を直ちに廃止し、新規融資を実施しないこととなると、手数料や保証料の激減等から関係法人や関係保証機関の経営基盤が揺らぎ、それらの破産等が起きると、巨額の貸出債権の管理に重大な支障が生じ、借入れを行った被保険者に多大な迷惑をかけるおそれがある。

・ 年金福祉事業団職員、融資関係団体就業者、関係金融機関等の雇用に甚大な影響を与え、地域経済に悪影響を与えるおそれがある。

・ 公務員の共済制度においては、掛け金を利用して加入者に対する住宅融資を実施していることから、官民格差につながる。

○ 平成10年9月、総務庁から厚生省に対して「年金に関する行政監察－厚生年金を中心として－」が勧告され、平成9年閣議決定に基づく融資業務からの撤退のための方策が「現在、厚生省内での検討段階である」とした上で、「事業の廃止について早急に検討すること」とされた。

○ 平成9年の閣議決定等を踏まえ、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成12年法律第20号）が制定され、平成13年4月に施行された。同法においては、

・ 年金福祉事業団を解散し、新たに設立される年金資金運用基金において、別に法律で定める日までの間、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉を増進するため必要な住宅の設置に要する資金の貸付等を行うこと

・ 別に法律で定める日については、次々回以降の財政再計算が行われる際、事業の実施状況等を踏まえて検討し、その結果に基づいて定めることとなった。

○ 年金福祉事業団の事業全般を対象とした平成11年度決算検査報告においては、適切かつ効率的な事業運営を行うことが指摘された。

<平成11年度決算検査報告（平成12年11月30日に内閣に回付）>

・ これまで被保険者の福祉の向上に貢献してきたものの、被保険者住宅資金貸付については、近年、住宅金融公庫が経済対策として貸付限度額を引き上げたり、地価の下落に伴い住宅分譲価格が低下したりしたため、同公庫の貸付けのみで必要資金を賄える場合が多くなったり、需要が大きく減退している。また、繰上償還に伴う貸付利子補給金としての政府交付金の額が増えたり、延滞金が増加したりしている。

・ 事業団の事業実績の低下（中略）については、社会経済情勢の変化や事業実施の仕組みに起因する点があるものの、近年の

少子・高齢化の進展などにより公的年金財政がひっ迫している現状にかんがみ、業務を承継する基金においては、より一層の適切かつ効率的な事業運営の推進に努めることが肝要である。

○ 平成13年、年金資金運用基金を含む特殊法人の改革について議論され、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において、年金被保険者住宅等融資業務について、「住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する」こととなった。

これを受けて、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)が制定され、融資業務を廃止した平成18年度以降、既往の融資債権の管理回収業務を独立行政法人福祉医療機構が承継して行うこととなった。